

2019年11月27日

経済産業省 産業技術環境局資源循環経済課
パブリックコメント 担当様

「『プラスチック製買物袋の有料化のあり方について（案）』及び
『小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の
排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部改正 案』に対する意見

日本生活協同組合連合会
専務理事 藤井喜継

消費者を組合員とする生活協同組合は、これまで、「人間らしいくらしの創造と持続可能な社会の実現」を理念に掲げ、地域や地球環境の持続可能性を大切にした事業と活動を推進してきました。日々の生活の中で、消費者自らが消費の在り方や商品選択、社会との関係を考える機会を作りながら「エシカル消費」の理解と普及を図っています。

令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、マイルストーンが示されました。また同月に「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定されました。海洋プラスチック問題への関心の高まる中で、人への影響の調査、海洋プラスチックの分布や排出源の調査が進められ、海洋生物や海鳥等生態系への影響も徐々にわかってきてています。

日本のプラスチック回収は世界でもトップクラスですが、それでもなお、多くのプラスチックが海洋に出ており早急な対応が求められています。しかしながら、プラスチックは生活に浸透し必要不可欠な素材となっています。そして、多様な人が様々な場面で利用するため、対応が難しいことも事実です。そのため、一人ひとりが改めて生活習慣を見つめなおし、環境に配慮した行動に変えていくことが求められていると考えます。

以前より、生活協同組合では、世の中に先んじて「レジ袋有料化」に取り組み、消費者一人ひとりがレジ袋の必要性と環境との関係を考える中で、ライフスタイルの見直しに取り組み、社会への浸透を図ってきました。2018年度の調査において、レジで支払う店舗の割合は8割に達し、辞退率は88%となっています。多く生協では、マイバックを持参するライフスタイルが既に広がり定着したと考えています。

私たちは、これまでも、レジ袋有用化の法制化の必要性について表明してきました。本改正における「レジ袋有料化の法制化」を歓迎します。レジ袋有料化をきっかけに、消費者が暮らしを見つめなおし、ライフスタイルの変革が進むよう、私たちも努力したいと考えています。

そのためにも、法改定の目的である、レジ袋有料化によるライフスタイルの見直しと、プラスチックのリデュースが進むよう、生活協同組合のこれまでの取り組みをふまえて、以下6点の意見を提出いたします。

1. レジ袋の有料化について 【省令第2条第1項】

① 全ての小売業者を対象としたレジ袋有料化の法制化を歓迎します。

レジ袋の有料化について、日本生協連は2005年と2017年の意見書の中で「すべての消費者が参加できること」「自主協定ではなく法制化が必要であること」を求めてきており、

今回の案にその趣旨が盛り込まれたことについては評価し、賛成したいと思います。なお、「消費者の理解を得られるように、小売業者と行政・市民との協同で推進すること」を求めていますが、あらゆる主体がレジ有料化の目的を理解し、対応することで無用な衝突を防ぎ、スムーズな導入が可能になります。既存の自治体、消費者団体、小売業などの仕組みを利用するなどして、周知徹底を求めます。

② 中小小売業におけるレジ袋有料化の実施を担保する施策を求める

今回の改正案では、中小の小売業も含めて例外なく、レジ袋有料化の対象となっています。しかしながら、定期報告対象事業者（前年度の容器包装利用使用量が50トン以上の小売事業者が対象）は、定期報告書の確認をもってレジ袋有料化を担保できますが、それ以外の小売業について確認する手立てはありません。公正な競争、目的達成の観点から実施の担保が必要です。具体的な施策を求める

③ 極端な低価格で提供されないように、具体的な費用を明示すべきです。

省令に具板的なレジ袋の費用の記載はありません。不当にレジ袋の価格を下げるなら、公正な競争を妨げ、排出抑制とライフスタイルの見直し促進を妨げることになります。地域内で無用な小売業間の競争にならないよう、行政の責任として具体的な費用の目安の提示を求める

2. プラスチック製買い物袋の有料提供の例外 【省令第2条第1号から第3号】

④ 有料化の対象に例外を設けるべきではありません。

今回の改正案では、一定の環境性能があるプラスチック製買い物袋については「例外」としています。しかし、発生抑制と消費者のライフスタイル変革に重点をおいた制度とすべきです。具体的には、(i) 繰り返し利用可能なプラスチック袋（省令第2条第1号）は、何度も繰り返し利用しないと排出抑制、温室効果ガス削減につながりません。繰り返し使うことを前提としていますが、本当に何度も利用されているのか確認することは事実上不可能であると考えます。(ii) 海洋生分解性プラスチック（省令第2条第2号）の利用では、例え海洋プラスチックごみ問題に対応できたとしても、無料で配布したのでは、プラスチック廃棄物の発生量は減りません。(iii) バイオマスプラスチックの重量の割合が25%以上のもの（省令第2条第3号）を無料配布したのでは温室効果ガス削減効果は限定的です。したがって、上記(i)～(iii)についても例外とすることなく、有料化の対象とすべきです。例外を設ける場合には、無料提供により利用が増えたり、環境中に多量に排出されたりするならば、本来の目的である、容器包装廃棄物の排出抑制と消費者のライフスタイルの変革が妨げられてしまいます。期待した効果があったか、フォローアップによる効果検証が必要です。

3. 将来的に有料配布の例外とする場合の条件について

将来的に条件を満たした場合に、有料配布の対象外とすることはありうると考えています。その場合には、下記のような条件の整備が必要であると考えます。

⑤ 海洋生分解性プラスチック（省令第2条第2号）の環境性能と表示

海洋性生分解性の基準が明確となり、それを満たしていることを要件とした認証システム等が整備されること。また、一般消費者が、その環境価値を認識し、他の素材と区分ができるような表示がなされていること。

⑥ バイオマスプラスチック（省令第2条3号）の環境表示と性能、生産地の確認

バイオマス素材は、原材料生産段階での環境・社会影響が懸念されることから、環境・社会影響を評価し、その配慮がなされていることを認証するしくみが整備されること。また、一般消費者が、その環境価値を認識し、他の素材との区分ができるような表示方法、配合率表示等が整備されること。

以上